

学 則

1 研修の目的

介護職員初任者研修を通して実践的で専門的な学習を行い、職業自立や社会自立に必要な能力を高めることを目的とする。

2 研修の名称

北海道介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
小樽市	昼間	1年6ヶ月	1年6ヶ月	16	なし	本校福祉サービス科の生徒

4 受講手続

(1) 募集時期

原則、本校福祉サービス科に在籍する生徒が受講するため募集は行わない。

(2) 受講料納入方法

徴収しない。

(3) 受講料返還方法

該当なし。

5 カリキュラム

6 科目名	研修時間
1. 職務の理解	400分
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	600分
3. 介護の基本	500分
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	600分
5. 介護におけるコミュニケーション技術	400分
6. 老化の理解	400分
7. 認知症の理解	500分
8. 障害の理解	300分
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	4900分
10. 振り返り	300分
合計	8900分 (148.3時間)

6 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト（(株)日本医療企画刊）をもとに、本校で作成したテキストを使用する。

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

出席簿を作成し、講義ごとに記帳・確認する。

(2) 成績の評定方法

修了時の筆記試験及び演習時の実技評価により成績評定を行う。

(3) 修了の認定方法

修了の認定は、原則として次の基準を全て満たした者に対して行う。

(ア) 全ての研修科目(項目)を受講した者

(イ) 修了評価において6割以上の正答が認められた者

(ウ) 演習時の実技評価において介護技術の習得が確認された者

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、北海道介護職員初任者研修実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

8 補講の取扱い

講義等に欠席した者及び修了評価、実技評価において基準の得点が得られなかった者に対して補講等を行う。なお、細則により実施時数等の上限を設ける。

9 退学

規定本校教育課程に則り授業内で実施するため、北海道特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)の定めるところによる。

10 講師

別紙一覧表のとおり

11 実習施設

別紙一覧表のとおり

12 修了証明書の再発行

氏名の変更、あるいは汚損若しくは紛失により修了証明書の再発行を受けようとする場合は、所定の書面により本校校長あてに申請すること。

13 その他

なし

(平成25年6月25日決定)

(平成26年1月27日一部改訂)

(平成28年12月1日一部改訂)

(令和2年4月1日一部改訂)

(令和2年9月1日一部改訂)

(令和3年4月1日一部改訂)